

令和 2 年

亀山市教育委員会第 7 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第7回臨時会会議録

1. 日 時

令和2年9月4日（金）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	若 林 喜美代
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹（兼）学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	武 内 早奈美
生涯学習課副参事（兼）社会教育グループリーダー（以下社教GLという）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）施設・保健給食グループリーダー	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（太田淳子委員）

7. 議事

- 教育長 議案第56号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 専決第18号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（井田川小学校）」
- 教育部長 亀山市井田川小学校の学校運営協議会委員について、亀山市学校運営協議会規則第8条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和2年9月1日付けで亀山市学校運営協議会委員に委嘱した。詳細については、学校教育課長より説明します。
- 学校課長 （資料に基づき説明）
- 教育長 この時期に15人目を追加委嘱したいということか。
- 学事GL 井田川小学校学校運営協議会については、4月の立ち上げ時点で委員15人以内のところ14人でしたが、もう1人につきましては必要と考えられ、立場や人物を協議会で検討の上、委員選出の予定であるとのことでした。その1名がこの時期に決定しましたので委員として委嘱したいとのことでした。
- 宮村委員 地域の人数について南の方は1名で北の方は3名だが、人数のバランスはどうなっているのか。
- 学事GL 井田川小学校校区は、井田川南まちづくり協議会と井田川北まちづくり協議会に分かれており、井田川南まちづくり協議会の方は亀山東小学校校区も含んでおり、人口比でみると井田川北まちづくり協議会が多いという実情もあります。加えて、地域代表ではありませんが、委員の中には井田川南に所属される方も多くみえます。北で7名、南で4名となっていますが、瀬川さんについては学校運営協議会における役割を担っていただきたいの思いから選ばれました。
- 加えて、瀬川さんは郵便局の局長で、まちづくり協議会の活動にも積極的に関わっておられます。また、現在49歳という年齢から、まちづくり協議会の会長の年代と保護者の年代の中間層で、

- 学事GL はい。
 (ほかに質問はなく、議案第57号は可決される。)
- 教育長 議案第58号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。
 専決第20号「亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」
- 教育部長 亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員について、代表者が交替となったため、亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和2年5月8日付けで亀山市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱した。詳細につきましては学校教育課長より説明します。
- 学校課長 (資料に基づき説明)
 (質問はなく、議案第58号は可決される。)
- 教育長 議案第59号「令和2年度亀山市教育功労表彰者について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育部長 市の教育及び文化の振興に貢献したものを表彰するため亀山市教育委員会表彰規則第5条に基づき別紙の方を令和2年度亀山市教育功労表彰者として決定することについて委員会の議決を求めるものです。
- 総務GL
大萱委員 (資料に基づき説明)
 10年以上貢献された方ということによかったか。今回は学校保健衛生関係が主であるが、表彰対象は、病院、薬局ごとに10年以上貢献していればよいのか。
- 総務GL 表彰対象は個人になります。個人名での表彰で病院としてはありません。
- 大萱委員 例えば院長が5年で変わったとしたらそれはだめなのか。
- 総務GL 10年以上携わっている方が表彰対象ですので、合併以後からカウントしますのでそれ以降10年以上携わっている方につきまして今回名簿を作成させていただきました。
- 大萱委員 歯科検診などに来ている方ということか。
- 施設GL 学校医と学校歯科医の委嘱は病院名ではなく個人名で委嘱させていただきます。

大萱委員 耳鼻科の先生が1人だがこれは良いのか。

教育長 三井先生は表彰対象の条件を満たしていません。

大萱委員 検診には必ず本人が来るのか。

教育長 助手はついてきますが、本人が来ていただきます。

太田委員 図書館に関わっている団体は、本来であれば去年に該当されると思われるが、今回表彰される経緯を教えてください。

総務GL 昨年度より社会教育活動を表彰対象とさせていただきましたが、昨年は青少年育成会議等個人を対象とさせていただきましたので、今年度は団体の方を表彰対象とさせていただきました。

太田委員 図書館関係で昨年個人として表彰されて今年団体で表彰された方はいらっしゃるのですか。

総務GL 昨年図書館関係で表彰された方はいらっしゃいません。

太田委員 漏れが無いように洗い出し、確認したうえで表彰を行っていただきたいです。

(ほかに質問はなく、議案第59号は可決される。)

教育長 議案第60号「亀山市学校給食費徴収規則の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 学校給食費の公会計化を実施するにあたり、学校給食費の徴収に係る業務を定める必要があるため、亀山市学校給食費徴収規則を制定することについて、委員会の議決を求めるものです。

施設GL (資料に基づき説明)

大萱委員 給食の提供を断った時が分かりにくい気がする。ミルクの提供とあるが、牛乳は短期間に価格が変動するものなのか。

施設GL 牛乳は毎年少しずつ価格が変動するため、毎年契約を行っておりますが、年度途中で変わることはありません。それから、5日以上欠席した場合に返金手続きをしますので、1日欠席したから返金という仕組みではありません。

大萱委員 例えば、月20日食べるところを月10日しか食べず、翌月1か月休んだとすると、その休んだ月は払わなくてもよいのか。

施設GL 休んだ1月分は払わなくてもよいことになります。

大萱委員 10日しか食べなかった分はなくなるのか。

施設GL 5日以上休んだ場合は、1日105円×欠食した日数を返金します。

- 大萱委員 月で1日でも出たら払わなければならないのか。
- 施設GL 5日以上のお休みでなければ返金はなしです。
- 教育長 10日食べなかったら、270円×10で2,700円返ってくるのか。例えば、21日給食を食べられる期間があつて、1日でも食べたらず一旦振り込まれるが、食べなかった20日間分が返金されて、計算が合わなくなることはないのか。
- 施設GL 1か月分以上戻ることはありませんので大丈夫です。
- 教育長 第9条は何の規定なのか。
- 施設GL アレルギー等の事情で完全な給食を食べていない児童もいますので、それを想定したものとなっております。
- 大萱委員 病気などで給食費が105円減額されるが、1日で105円の減額しかされないのか。
- 教育長 105円は何を表すのか分かりやすく説明してください。保護者向けに分かりやすいパンフレットやチラシを付けなければならない。
- 施設GL 申込書配付の際には分かりやすいものを付けさせていただきます。返金の金額についてですが、18ページの270円の返金については転入等の理由によるもので、追加で徴収する金額として270円です。19ページの日額105円については欠席等により給食を食べなかった日が5日以上あった場合、主食とミルク代を合わせて105円を返金します。
- 大萱委員 1か月全て休んだ子は一切払わなくてもいいのか。
- 施設GL 1か月休んだ子は、変更届け出書を出した場合免除されます。
- 大萱委員 1日しか出ていなかった場合、免除しようという動きはないのか。
- 施設GL 第9条にあります特別な理由は、災害等で家庭の状況が大きく変化した場合等を指します。
- この規則は現在ある内規に沿ったものとなっております。公会計化がなくても現在の方法はこのようになっています。
- 太田委員 希望する4日前までに届け出を出さなければいけないが、急な状況変化で判断できない保護者の方にはどのような対応をするのか。ここでは給食の提供となっているが、喫食か欠食かとなると給食を食べずに早退した子はどうなるのか。分かりづらいので教えていただきたい。食べているかのカウントをするのは担任の先

生だと思うが、どのように報告するのか。

施設G L 申し訳ない話ですが、原則として4日前までに出していただかなければなりません。

教育部長 食べそこなっても提供したか否かが重要になってきます。

施設G L 欠席者については学校から報告していただきます。

太田委員 免除の場合、何日休んだからいくら返金があると考えられる保護者もいます。担任の先生がもれなく間違いなくシステムに報告するという手間が増えるということですね。届け出を出さなかったらずっと払い続けるということか。

施設G L そうです。

太田委員 先生は関係しないのですか。

施設G L 学校から変更届は出してもらいます。

太田委員 担任の先生が休んだ日数などを教育委員会に報告するようなことは無いんですね。

施設G L 欠席や給食を食べない等については学校の先生は関わりません。

宮村委員 第7条の解釈についてだが、滞納している場合、提供を停止することができるというところがあるが、滞納するのは親の責任だが食べられないのは子どもである。やむを得ない事情というのはどういうことを指すのか。現状の市会計では滞納の場合どういうことをされているかも含めてお願いします。

施設G L やむを得ない特別な事情につきましては、災害等により家庭の事情が大きく変化した場合を想定しております。現在の学校の対応につきましては、学校の給食費を払っていないから給食を食べられないというのは難しい状態です。学校の先生は保護者をお願いしに行っている状況です。

宮村委員 保護者の責任において払えない場合について、子どもに影響が及ばない方策を考える余地がないのかと思う。

若林委員 給食を申し込むというやり方によって保護者に給食の納入義務が課せられるという1文が出てきているので、滞納する人が減ってほしいと期待はしていますが、実際滞納する人はわずかながらいると思いますので、停止することが起こらないように十分に配慮をしていただきたい。また、口座残高がゼロで引き落としができない場合、これから保護者に支払いができていない旨の連絡をどの様にするのか具体的に教えていただきたい。

施設G L 口座振替の時期を申しますと、4月分の給食費は4月末日に引き落としを考えています。引き落としができれば督促状等の文章と納付書を出す、もしくは次月の分と一緒に振り込んでいただくということを考えております。

若林委員 対応してくれる保護者ならよいのですが、それがだんだん溜まっていった場合どうされるのですか。

施設G L 基本的には市の方で催促をしようと考えております。

教育長 督促に関する明文化はないのか。

施設G L 督促や催促は規則に定めなくても市と保護者との契約関係ですので文章を発送できるということになっています。

教育長 定められた期限が過ぎたら督促状が届くということですね。

施設G L そのように決定しております。

太田委員 給食の提供が停止されたときの学校の対応はどうなるのか。

教育部長 できる規定になっていますので現実的には停止するということの無いようにとは思います。ただし、悪質な場合、給食の提供を停止するということもあり得ると思います。そういうこともあるという意味での規則だと思しますので、基本的に支払われなかったので即提供の停止につながるものではなく、あくまでも法的措置をとらなければいけない状況に関してはそういうこともあり得るという風にとらえていただければと考えております。

宮村委員 保護者と市との契約だと思いますが、給食ではなく弁当を持たせるといふ保護者がいた場合どうするのか。

教育長 小学校であれば、学校で給食を提供するということになっていますので、保護者を説得すると思います。

施設G L 申込書のところで、申し込み区分のところで、給食を受けます、等の区分の選択がありますが、アレルギー等の特別な事情が無い場合は申し込んでもらうことを想定しています。申込書という形をとっているのは、契約関係を成立させるためにこのようにしなければいけない事情があります。

(ほかに質問はなく、議案第60号は可決される。)

教育長 議案第61号「亀山市学校給食用物資納入業者登録要綱の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 学校給食費の公会計化の実施にあたりまして、現在学校と直接

取引をしている小規模業者が公会計化実施後も給食用物資調達に
参画できるように学校給食用食材等納入業者を教育委員会への登
録制とするという考え方でございます。今後も安全で安心な学校
給食協議会の安定的供給を受けられるようにするために亀山市学
校給食用物資納入業者登録要綱制定することにつきまして、委員
会の議決を求めるものです。

施設GL (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第61号は可決される。)

8. 協議事項

教育長 協議事項1「令和3年成人式の開催について」
参事生課長 (参事生課長詳細)
大萱委員 コミュニティセンターにおけるコロナ対策についてどのように
考えているのか。
参事生課長 受付で出席の確認を取り、検温等を実施し、およそ100名程
度ですのでソーシャルディスタンスの確保は可能だと思います。
大萱委員 椅子を広げて配置するということか。
参事生課長 そのように考えております。
教育長 式の前の2週間以内に体調が悪かった場合出席をご遠慮願う、
体調管理を求める等の呼びかけを行うことでよろしいか。
参事生課長 イベント等の取り扱いで決まっていますのでそのようにさせて
いただく予定です。
太田委員 県内であればよいが県外の新成人がいる場合、三重県による県
をまたぐ規制がない場合、はがきを出すにあたり記載をどのよう
に考えているのか。
参事生課長 感染状況にもよりますが、それについては書けないと思います。
状況が悪くなれば開催自体をどうするかということになると思
いますので、現時点では案内にそこまでの記載をするつもりはあり
ません。
太田委員 県外から来た方が居辛ような環境では気の毒なので配慮して
いただきたい。
教育長 現在と緊急事態宣言発令中の時期とは異なってくるため、状況
により変わってくると思います。成人式は、不要不急だとは考え

ていない。健康観察票を提出していただくことを考えている。現在は、小中学生でも、同居家族の体調を書くよう指示している。

参事生課長 人権の配慮については、参加される方が非難されるようなことのないよう配慮を行います。

9. その他

総務GL (教育功労者表彰式について、総務GL詳細説明)

教育長 教育懇談会について教育委員等への案内は行っているのか。

参事生課長 教育懇談会につきましては、別途案内させていただきますのでご出席の方よろしくお願ひします。

官村委員 修学旅行はどうなったのか。

学校課長 修学旅行について、亀山中学校は6、7、8日の3日間で行われる予定でしたが、台風接近に伴いまして7、8、9日にずらして対応することとしています。場合によっては7日の午後出発することも計画としてありまして、何とか実施する方向で進めております。行先は三重県内を中心とし一部和歌山県にも足を伸ばすことになっています。

10. 閉会

17時20分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員